

放課後対策部会における検討結果報告書（案）

近年、市内小学校における児童数は減少傾向に転じているところですが、学童クラブへの入会児童数は増加を続けており、一部学童クラブにおける施設の過密化が発生しております。この状況に対し、市では学校教室や公共施設の借用、学童クラブ施設の増設等に対応しておりますが、児童数が増加している学校では教室に余裕がない場合も多く、また学校近隣での学童クラブ用地の確保も困難であることから、対策がなかなか進まない状況にあります。

一方、市教育委員会では、「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」及び「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を策定し、各学校における将来的な児童数の増減に対応するとともに、老朽化した学校施設を順次改築し、学童クラブ及び放課後子ども教室の専用スペースを学校施設と一体的に整備する予定としており、改築後は両事業の実施のあり方や連携がさらに重要となると想定されます。

今後当面の間は学童クラブをはじめとする小学生の放課後の居場所に対するニーズが増加すると見込まれることから、学童クラブ事業及び放課後子ども教室事業の運営等に関する市の施策について、子ども・子育て審議会放課後対策部会（以下「部会」）にて外部有識者から意見聴取しましたので、次のとおり報告します。

1 市の学童クラブ及び放課後子ども教室の現状と課題

(1) 学童クラブ在籍児童数の増加

一部の学童クラブでは入会児童数が増加し施設が過密化しており、その対策として学校施設の借用や、近隣の学童クラブ用地確保に取り組んでいますが、諸課題があり難航しています。

また、全国的な問題となっている少子化については本市も例外ではなく、この10年で市立小学校の児童数は減少傾向にあります。学童クラブの平均入会率は9.3%増加し、35.6%となり、3人に1人程度は入会している状況です。市内の地域により偏りはあるものの、今後10年間の入会児童数予測では、10年後の令和14年には、市全体で現在の入会児童数より510人増加すると見込んでいます。

児童数の増加に伴い、配置が必要な放課後児童支援員等のスタッフの人数も増加していますが、公設学童クラブ以外に民間事業者等が運営する放課後児童育成事業が拡大し人材獲得競争が激しくなる中、公設学童クラブに勤務する人材確保は非常に困難な状況が続いています。

(2) 今後の市内小学校施設のあり方等について

府中市教育委員会では、「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」（以下、学

校施設改築計画、とする)【令和2年2月策定】及び「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」(以下、適正規模の考え方、とする)【令和3年11月】を策定しました。それぞれの計画等において、各学校における将来的な児童数の増減に対応するとともに、学校改築時に学童クラブ、放課後子ども教室の専用スペースを一体的に整備し、複合化する方針を出しています。(資料○参照)

これらのことに伴い、各小学校改築後は、学童クラブ、放課後子ども教室の2事業の在り方などがより重要となっていくことが想定されます。

ア 学校施設改築計画における学校施設の複合化について

複合化とは、学校と同じ敷地内に、学校以外の別の施設や機能を設置することとしており、学童クラブについては、校地外にある学童クラブはできる限り校地内に設置すること、また放課後子ども教室は専用の実施場所を確保することとしています。

現在は、学童クラブについては、少数ですが校地外の設置や、校地内ではありますが独立した別の建物内に設置されていること、また放課後子ども教室は空き教室等を活用して実施している学校もあり、年度によって実施場所を変更して開催する必要がある場合も発生している状況です。

イ 適正規模・適正配置に見直すためのグループ分けについて

適正規模の考え方において、適正規模等の見直し推進のために5つのグループに分けられています。各グループにおいて、地域とのつながりや学校規模等を考慮して、小学校は4校ずつ(一つのグループのみ6校)に分けられていますが、学童クラブの運営管理を主な目的としたグループとして利用している、学童クラブ運営委託開始時に設けた3つのグループ(地区)とも、施設間の距離を考慮して分けた7つのグループ(ブロック)とも重複していません。

(3) 放課後子ども教室の現在の状況及び学童クラブとの一体的な運営について

放課後子ども教室は各小学校の特別教室などを学校の授業に支障のない範囲で放課後に借用して実施をしていますが、各小学校の放課後子ども教室の規模は在校児童数や使用教室の広さ(児童が普段利用している普通教室に比較して広い・狭い)に関わらず学校によって様々な現状です。例えば、一日の平均参加者数については、最小は7.8人、最大は48.6人と大きな差が出ています。また、常時多数の児童が利用する教室がある一方、保護者会等の学校行事の実施日のみ利用が集中する教室もあるなど、放課後の居場所としての活用に差がある状況です。

また、学童クラブとの一体的な運営については、一校を除き設置の形態としては一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室とされていますが、両事業が連携して事業を実施する等の一体型の利点を生かした取組は十分に図れていません。

以上の現状と課題に対し、放課後対策部会において、委員から出された意見は次のとおりです。

- (1) 学童クラブ、放課後子ども教室に参加する異年齢児が交流し、活動できる機会を作ることが児童の豊かな放課後につながるのではないかと。
- (2) 民間委託をしている、または民間委託予定の施設については、当該小学校の改築までの期間に、学童クラブと放課後子ども教室の実施事業者を同一事業者とし運営・連携しやすい環境を整え、人員を共有することで、両事業の人員不足を補っていくことができるのではないかと。
- (3) 児童が安全・安心に放課後を過ごせる場のニーズは増加傾向にあるため、安定的にそのような場を提供できる実施主体を増やしていく必要があり、また、多様な活動プログラムの企画力を持つ民営学童クラブの需要は高まる一方であるが、民営学童クラブは地域の中では「会社」として捉えられやすいため、地域に入っていくのが難しいのではないかと。
- (4) 地域や各学童クラブの特色を持ちながらも、質に関しては同じ水準のサービス提供をしてほしい。

以上の、現状と課題及び委員からの各意見から、次のとおり今後の方向性を整理しました。

2 学童クラブと放課後子ども教室の今後の方向性について

平成26年7月に国が策定した「放課後子ども総合プラン」においては、学童クラブについて平成31年度末までに約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、学童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標とし、計画的な整備が行われてきたところですが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれています。

学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきましたが、両事業を活用する全ての児童が多様な体験・活動を通して豊かな放課後を過ごすことができるよう、一体型を中心として両事業の実施に向け、両事業に関係する自治体や事業者が、連携を一層深めていくことが求められています。

これらの状況から、国では令和元～五年度を対象期間とする「新・放課後子どもプラン」を策定し、市においてもその推進に努めてきたところですが、現状と課題において記したとおり、新プランで国が目標として掲げている「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした学童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める」ことを目指し、次のとおり今後取り組んでいく必要があります。

(1) 学校施設の活用と連携強化

学童クラブ及び放課後子ども教室が校地内に一体的に整備され複合化する機を捉えて、学校施設の徹底的な活用を図ることで学校との更なる連携強化を目指し、保護者の就労その他に関係なく、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができる環境整備を目指します。

また、一体的な施設整備が進めば、学童クラブ及び放課後子ども教室の連携がより容易になることから、活動プログラムの企画段階から密接に連携して低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実させていきます。

以上の取組を円滑に進めていくためには、施設整備後を見据え、その前の段階から学校施設の活用や学童クラブ・放課後子ども教室の一体的運営について、学校関係者の理解・協力を得やすくする取組が求められます。

(2) 地域資源の活用

当該学区で生活する児童が学童クラブ以外にも安全・安心な放課後の居場所の確保ができるよう地域における公民連携を一層強化していくとともに、市民に対する周知に努める必要があります。

例えば、新プランにおいて、児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることも有効であるとし、そのためには、学童クラブについては、すでに多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられ、その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス（塾、英会話、ピアノ、ダンス等）を提供することも考えられるとしています。

これらのことから、市内に公設学童クラブ以外の放課後健全育成事業実施が促進されるような取組の検討が必要です。

また、民間サービスの利用促進や、後述する（3）の放課後プログラムの充実の点からも、学校関係者や地域関係者の協力は不可欠であることから、これら関係者と民間サービス事業者との連携を支援する取組が求められます。

その一方で、従来の公営学童クラブで行われてきた他機関との密な連携による安定的な児童および世帯支援や、様々な活動に取り組むなかで異年齢児童同士が育む関係構築の経験、その経験獲得の機会の提供は引き続き重視し、実施していく必要があります。

(3) 放課後プログラムの充実

新プランにおいて、一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっ

ては、一体型の利点を生かした取組の推進を図ることが重要であるとされており、全ての児童が学ぶ意欲を満ち、一緒に参加できる学習・体験活動を通して、学びを深め、広げることのできるプログラムの実施が求められています。

これは、新・放課後子どもプランにおいて、学童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に実施することにより、共働き等か否かを問わず全ての児童と一緒に参加できる学習・体験プログラム（共通プログラム）を実施することが必要であるとされていることから、放課後子ども教室において実施する、学習支援・体験プログラムに学童クラブ利用者が容易に参加できるような環境整備や、コロナ禍でも実施でき、かつ児童にとって魅力のあるプログラムの検討を推進する等が挙げられます。

(4) 育成サービスの質の向上及び均質化の取組

学童クラブにおいては、一部の運営委託化を開始した際に市内を3地区・7ブロックの単位で管理し、サービスの質の向上及び均質化のために、定期的な連絡会の開催や市職員と委託事業者との交流等の機会を確保することとして取り組んできました。

一方で、放課後子ども教室は、8つの受託事業者がそれぞれ1～4校の学校を分担して教室を開催していますが、受託事業者の規模やそのことに伴う事業規模が様々で、効率的な運営の支障になっていると思われる。また、各事業者においてプログラム内容の工夫をしながら実施しているところですが、その工夫が共有されず、全体の底上げにつながっているとはいえない状況です。市内の放課後子ども教室の質については一定のレベルを保つ必要があり、担当する学校数や事業規模についても一定の大きさや水準が必要であると思われる。

この課題の解決のために、今後は学童クラブと同様に市内を一定の規模に基づきグループ分けし、グループごとに事業者が放課後子ども教室事業を実施する体制の整備などの取組が考えられます。

(5) 特別な配慮を必要とする児童への対応について

学童クラブ・放課後子ども教室の利用児童の増加や保護者ニーズの多様化に伴い、障害などの事由により特別な配慮を必要とする児童も増加傾向にあります。新プランにおいて、学童クラブにおける障害のある児童の受け入れクラブ数や受け入れ児童数は年々増加しており、放課後子ども教室においても、活動を希望する児童が多く参加しているものと考えられ、また虐待やいじめを受けた児童や地域によっては日本語能力が十分でない児童も多く来所することもあることから、事業の実施者において、こうした特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるようにすることが重要である、としています。

また、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関

する法律」に基づき、特に学童クラブにおいては医療的ケアが必要な児童の利用希望が今後出てくることも想定されます。

対応として、学校・家庭との連携が重要であることは言うまでもありませんが、個々の児童のニーズに応えられるように、豊かなノウハウを持つ専門事業者の活用や、公設学童クラブにおいてはより専門性の高い事業者への委託化を進める等して、児童の安全・安心な環境確保に努める必要があります。